

特定退職金共済制度

確実に退職金を準備できるのはもとより、掛金は全額損金に計上できる、市または町より補助金が交付されるという退職金制度です。

■制度の特色

- 掛金は1口1,000円で、最高30口まで加入できます。
事業主が負担する掛金は全額損金・必要経費に計上できます。
(所得税法施行令第64条、法人税法施行令第135条)
掛金はアクサ生命保険㈱と締結した新企業年金保険に基づき運用を委託します。
- この制度に加入することで、公共工事入札に係わる経営事項審査の加点対象となります。
- 将来支払うべき退職金を計画的に準備できます。
- 退職金制度の確立は従業員の確保と定着化をはかり、企業経営の発展に役立ちます。
- 市・町より補助金が交付されます。

■制度の取扱い

- 加入できる事業主
2市8町の事業主であれば、どなたでもご加入できます。
- 給付金
従業員（被共済者）が退職したとき退職給付金が支払われます。
※給付金の受取人は従業員（被共済者）です。給付金は事業主に支払われることはありません。
- この制度は原則、全従業員加入です。
※役員もしくは事業主と生計を一にする親族は、ご加入できません。

お問い合わせ

小田原箱根商工会議所 総務課

0465-23-1811